# 景観保全型広告規制地区

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅷ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値は十キロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平13、関公、第52号」